

第4編 漁村部門

第1章 戦前の漁業組織と漁村

第1節 神話から近世まで

鹿児島は、『記紀』の神話の時代から漁業とは縁の深いところであつたらしい。

『古事記』の天孫壇壇杵尊は笠沙の地に宮居し、この地で誕生された御子の海幸彦の火照命は、隼人阿多君の祖とされ、大小の魚を獲ることを業とし、また、弟宮の山幸彦こと火遠理命、後の彦火火出見尊は、兄君から借りた釣針を無くして、自分の剣を鍛え直して、新しい鉤を作って兄君に返そうとしたと神話は伝えている。このことは南日本にあっては、神話の時代から既に鉄製の鉤針による漁が行われていたということであろうか。

事実、鉄製の釣針が種子島の地から出土したのである。1970(昭45)年の集中豪雨により、西之表市上能野の崖崩れの場所から貝塚が現れ(上熊野貝塚遺跡)、さらに同遺跡から1972(昭47)年鉄製の釣針が発見された。歴史資料センター黎明館に展示されている釣針のレプリカで見ると、それは現在のマグロ針にも似た太々とした形状を有し、腐食がなければ、現在にあっても十分に使用できるような精巧な出来上がりである。なお、出土されたのは現品は、西之表市の博物館に展示されている。

作家・司馬遼太郎は『街道をゆく・種子島みち』でこう記している。

「最近、種子島の貝塚遺跡から、鉄製の鉤針が発見されて、世間をおどろかした。貝塚は弥生末期(二世紀か三世紀?)のものらしいが、弥生期というのは道具は石器か木器が主力である。鉄器はまれに輸入の鉄製の鍬や鉄剣が発見されるだけで、この点、鉄製釣鉤の発見は意外であった。こういう鉄製釣鉤まで輸入したかとなると、疑わしく思える。

となると種子島弥生人が島内でみずから採鉱し、みずから製鉄していたかということになるが、しかし日本の製鉄が五世紀頃からだとする通念からいえば、すこし早すぎるようでもある。

もっとも、視点を変えると、日本列島の弥生式文化の中にあつたひとびとが、どの地域も時間にひとしく石器時代をすごし、ひとしく鉄器時代に入ったなどということはいえぬから、地域差ぐらゐはあつたと考えても不合理ではない。地域的に先進的だった土地を想定せよというなら、種子島が考えられる。」

備考：上能野出土の釣針については、歴史資料センター黎明館の脇岡隆夫、宮口博美両氏の御教示を得た。

時代は、考古の時代からはるかに下って、一挙に江戸時代後期に飛ぶ。

鹿児島大学教授であつた故原口虎雄によると、藩制時代前期までの漁業については、文献上も伝承上も資料皆無とのことである。漁業の事実はあつても、「歴史」になりえないのである。度重なる戦火や大火による資料の消滅もあろうが、県人の古きものへの無関心も資料の少なさにつながるものであろう。幕末時、天保改革時の膨大な産業調書は人為的に焼却されたと言われ、西南戦争時にも類似の行為があつたらしい。

加えて幕藩体制の経済は農を基盤としたものであり、藩の高は米の生産量で表示され、対外的には、江戸・大阪を中心とした商業経済の影響を受けながらも、表面上はあくまでも農業が基幹産業であつたことには変わりはない。

そのため、農業に比べると、藩財政にとって水産業の重要度は必要以上に軽視された趣もある。半

面，門割制度に縛られた農民が年貢等を通じて一蓮託生の苛酷さにあったような状態からは免れたと言えるかもしれない。それとともに，漁獲物の保存性の弱さ，一般農民を始めとする大衆の購買力の低さ等による流通圏の狭さも，漁業発展の阻害要因であったろう。

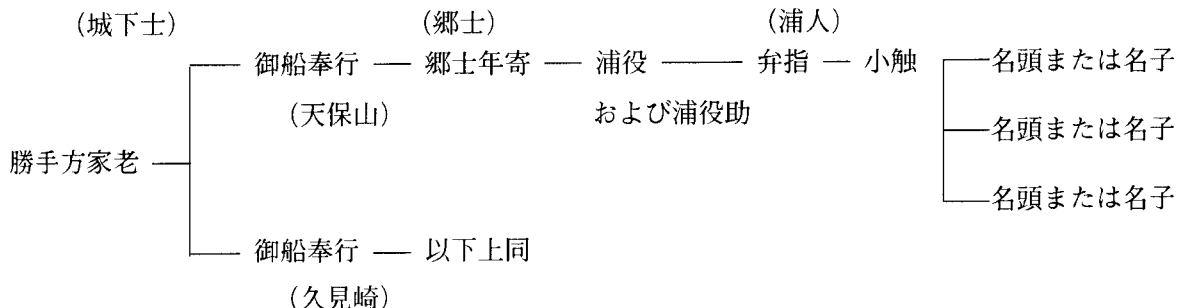
「鯉や鰯・鮪・飛魚・赤貝のような塩乾に適するものは別として，おおかたは鮮魚として，ふり売りの手で近郷近在の『実物』すなわち穀物と交換されるという，ごく小さな市場圏しかもっていなかった。この場合，交換の余裕のある農家自体が少なくなかったということに，薩摩藩漁業の致命的な隘路がある。」(『鹿児島県水産史』)

本県の海岸線が全国屈指の長さであることは，藩制時代も現在も変わりはない。この長い海岸線に多くの漁業集落が形成された。漁村集落は「浦」と称され，浦に所在する町場として「浦町」が形成された。ただ藩財政にとって，水産業はたいして重要なものではなく，「浦」が藩にとって大きな意味をもつのは，他藩船・外国船に対する警備，南西諸島および本土各地への海運力の確保としての「浦」「浦人」の存在価値であった。

「浦」の発展は，しかし，漁業だけによるものではない。付随する漁港・港があり，往来する船舶の寄港・停泊，海運業者の海商等によって発展し，各種店舗ができ，商業地帯が形成されていった。これが「浦町」である。1826（文政9）年の『薩藩政要録』の「浦数並びに浦人数之事」によると藩内の浦数142浦，浦人数（男女）62,675人となっている。

漁村としての浦は藩の勝手方家老（経済係）の下にある御船奉行（船手）という役人の指揮を受ける。さらに各郷では郷士年寄などの所役（ところやく）が責任者となり，その下に浦役という専任の職名があって浦の支配役となり，一切の行政をとり扱った。大きな浦では専任の浦役であったが，小さな浦の多いところでは一人で数浦を兼任することもあった。浦役は俗に「浦庄屋」とも呼ばれた。浦役の補佐役として数名の郷士を任命することもあった。浦の大・中・小の大きさにより二人から五人が常置されていた。浦役所（うらやくじょ）という。これらの職の下に浦人（平民）の弁指（べんさし）という職名がおかれ，浦の切り盛り一切を弁じた。藩命により船の準備をしたり，役人の応対に当たり，漁民の相談を受けたり，その仕事は多方面にわたった。名頭（みょうず）の中の有力者から選任され，在郷の名主に当たる。さらにこの下に小舢（こぶれ）が置かれた。一種の走り使いの役ながら，ある程度のニラミのきく職名であったらしい。

浦の支配組織を図式化する。



浦人の課役の中で，最も重要，最も浦らしい特徴を示す課役は，水主立（かこだて）という賦役であった。水主立は，参勤交代時の御用船の乗組員の割り当てであった。水主立のほかに雇水主立（やといかこだて）という課役もあり，江戸・大阪・長崎と領内各所，とくに南島との御用船乗組員徴用であり，浦人にとってはこちらのほうが大きな負担であった。課役でこの役につけば，飯米のみ給せられ，役に付かねば，水夫一人につき銀55匁を12月限りで納めた。水夫の数は，通常浦の男女総人数のうち一定人数ごとに一人を出すとして定めた。何人ごとに出すかは，浦の規模により異なり，浦幾

人立といい、大体 28 人立から 78 人立で、普通 40 人立であった。私領については、総人数の三分の一を領主方に、三分の二より浦水夫を立てた。

その他の漁業税としては、魚運上銀・漁師銀・船役銀・棕枙皮上納等があった。

魚運上銀は網・網付船に掛かる運上（営業税）で、その額は浦の大小・暮らし向き・漁の多少・数・船数等によって高低があり、納期を 12 月とし、延納には 3 割の利をつけた。ただし私領では領主の収納としたようである。

漁師銀は、浦人以外の漁業者、即ち郷土や家来（身分の高い武士の奉公人で、町人などが城下士の身分で方々で商工漁を営んでいた）・中宿者（本籍地を離れて他郷に寄留している者）等の漁労者に課し、一人につき銀一匁とし、納期は魚運上銀と同じであった。上納先は、魚運上銀と同様直轄の外城は藩庫へ、私領は私領主へ納められた。

船役銀は古くは帆銀といった。網付船・川平太船を除き、5 枚帆以下の小船に対する課税で、帆一枚につき年銀 8 分を課した。6 枚帆以上の大船が免除になったのは、時々藩の用船を勤めるゆえであった。船数は 7、8 年に一度、船奉行が巡回して改めた。

棕枙皮上納は、水手屋敷一畝につき棕枙木一本を植え、一本から棕枙皮八枚を年分として上納する税目であった。

その他、財政の都合等で臨時に課徴されたものに、船出銀があった。これはあらゆる船の帆反数に課し、その率は時により異なる。

次に、漁場の関係について、『鹿児島県史』第 2 巻の叙述・割列に依って記す。

「浦の沿海や最寄の漁場は、その浦の専用が普通であり、さらに一定の入会漁場もあり、その区域と、入会の割合なども定まっていた。入漁には部一および部合口銭を納めた。」（『県史』）
なお、部一とは収獲高の何分の一かを徴収すること、歩合口銭（銀）とは一定の割合で手数料を払うことである。

「たとえば、鷹島及び近傍の津倉瀬は、下甑島浜村の漁場であったが、1760（宝暦 10）年ごろこの海域の一部の漁業を禁止して、専ら浜村浦の専用漁場としたので、入漁するには浜村の承諾を必要とした。

水引袴首根（現・川内市沖合）は、元来、水引郷京泊船間島と高江郷久見崎村とで隔番に使用する漁場であったが、1793（寛政 5）年 7 月、船手から双方の郷土年寄・浦役に、この隔番を守り、番日以外には小網といえども打つことを禁じ、また他浦から出漁のときは、番日に当たるところに、部一を納めることを達した。また、同年 11 月には、同じく船手から、番目の割合を、船間島 20 日・久見崎村 10 日と定めた。」（『県史』）

次に挙げる事例は、鹿籠（現・枕崎市）と坊泊（現・坊津町）の間に生じたカツオ餌場をめぐるの 1823（文政 6）年から 1825（同 8）年にわたる雑魚口事（ざこくじ）、即ち訴訟である。

当時のかつお釣漁業の餌はキビナゴであり、沿岸に散在する餌漁場は、漁業の存続にとって必要不可欠の場所であった。

「両村は坊泊赤水浦の長瀬を入会として、これより以東を鹿籠が、以西を坊泊がそれぞれ操業した。然し鹿籠は坊泊に比べ、大郷で勢力もあり、かつお漁業に従事する漁民数・船数の多い割に、海岸線は短く、餌が不足ぎみであったので、海岸線の長い坊泊区域に侵漁してきた。当初、坊泊側は大した支障もないと黙認してきたが、徐々に一種の慣行となり、少しずつ坊泊側の海域を侵し、遂に坊岬を超え、境界から約 20 町（約 2.2km）距たった坊泊側一番の餌漁場黒小島を侵漁するようになるに及んで、藩庁への訴事になり、ようやく 1825 年 6 月、境界は従前のとおりとの判決があり、坊泊側の勝訴

に帰した。」(『県史』・『坊津町郷土誌』)

ただこの口事は、これで最終決着とはならなかったようである。

上記漁場境界紛争解決の20年後の1846(弘化3)年、再び鹿籠から船手に対して嘆願するところがあった。此の度の出願者は、鹿児島城下町町人であり、『坊津町郷土誌』では、鹿籠枕崎浦某の介在を臭わしてしている。嘆願の趣は「坊泊のかつお漁船は17艘あり、鹿籠側は40艘あり、何れも夫々網船一艘ずつ付けさせてほしいというものであった。」(注 文意不明な点もあるが、『県史』『坊津町郷土誌』の記述に従う)。これに対し、坊泊側は、「若し鹿籠浦の漁船全部が入り込んでこれでは、浦立ち難く、藩当局への諸公事奉公をやめるよりいたしかたなし」と主張することにより、鹿籠の6~7艘分に部一の支払出漁を認めることで妥協した。

かつお漁場の割列として、もう一列、屋久島・口永良部島についても述べる。

「口永良部島には、領内諸浦および他領からも出漁したが、口永民部島はかつお漁の餌雑魚が不足のため、21艘に制限して、船手が免許し、礼銀一枚を徴した。なお、屋久島出漁には、商売船の渡航も同様であったが、船手の免証文を要し、手形銀・山役銀その他の運上(税)を課し、漁獲物の積み出しにも津口銀(港湾税)を課した。」(『県史』)

上述の坊泊・鹿籠の紛争はかつお餌漁場の争いであったが、かつお漁場自体の紛争も生じた。当時は、現在と違って、回遊するかつお魚群を追うのではなく、瀬付きのかつお釣であったので、漁場紛争は一層激しいものであった。

「坊泊浦・秋日浦河の中之瀬は、古来諸浦入会漁場であったが、1829(文政12)年入会外の加世田小湊浦から願い出て、礼銀納附漁方を免許された。其の後も、諸浦入会は従前のとおりであったが、1846(弘化3)年、加世田方より、他浦の掛釣は迷惑であると申し出て、他浦の出漁は、小湊浦以外の諸浦の出漁は、小湊浦の漁労の後で相談するよう申し渡した。坊泊浦では、礼銀は割合納付するので共同漁場とするよう申し出たが、両者の主張が一致せず、後々まで紛争は続いたようである。」(『県史』)

一方の当事者・小湊浦の言い分は次の様なものであった。

「中之瀬の儀、小湊浦に漁場を仰せつけられた訳は、この辺りは、異国船や中国の船が時々漂着の場所である。そのため、かつお船が無くては、非常の用をなさないのので、かつお船を新造するよう、先年唐船改衆から申し渡されました。しかし、もともとカツオの漁場も、かつお船を新造する力を持つものもないので、よんどころなくお金の拝借をお願いしたところ、有難いことには拝借金でかつお船を新造し、漁場も何処が見立てるよう仰せつけられましたので、甑島・宇治・草垣島・野間岬三方の中間にある中之瀬を文政12(1829)年漁場免許されるよう願い出たところ、毎年正月に御礼銀上納ということで許可されました。

ところがその後、上下甑島・久志・秋目・坊泊の者が中之瀬で漁をしたので、1837(天保8)・1840(同11)・1843(同14)・1846(弘化3)・1847(同4)年に右の諸郷へ注意を喚起した。さらに1854(嘉永7・安政元)年・1862(文久2)年師島から御船手への願出は、1829(文政12)年の決定を再確認する結果となっている。」(『笠沙町郷土誌』上巻)

以上のほか、『鹿児島県史』第2巻に記載されているものを列記すると、1752(宝暦2)年、肥前の漁師等の願出を、船手への礼銀納付により、上甑島湊口のまぐろ・ぼら漁を免許した。片浦・小浦・秋目浦三浦の漁場であった宇治・草垣両島への1865(慶応元)年の坊泊浦の借地の願出(結果は認められなかった)。桜島の瀬戸村蔵之丞個人に対する戸柱瀬の永代独占出漁許可等である。

漁業がわが国で産業の一分野といえるほどに発達したのは、江戸時代、特に元禄・享保期以降のこ

ととされている。いずれにせよ幕末期までに、わが国の代表的な沿岸漁業はほとんど出揃っていたという。

1843（天保14）年完成の『三国名勝図会』（以下『図会』と略す）に記載されている沿岸・近海の魚介類は約70種。網漁と釣りが主体であった。1722（享保7）年から1726（享保11）年にわたって行われた「享保内検」の際の調査では、網総数は1485帖であった。主な種別と帖数は次のとおり。

海老網265、敷網224、手繰網162、立網132、かし網110、引網81、縄網67、餌網59、地引網50、いか網44、細網36、打網31、八駄網29、かつお網26、三ツ指網25、からむし網25、その他網（ごこ網・きびなご網・いわし網・網引網・かつお餌網・むろ網・ふく網・かかり網・瀬網・持網・とびうお網・小八駄網・瀬通網・引頭網・大網・たい網・大魚網・あま魚網・四艘引網・かち網・桂網・せり網・まかせ網等）119帖。

漁獲量については、詳らかでない。

魚介類は、限られた流通圏を有するのみで、全国的な知名度を持つものはなかった。

加工品のなかには全国的に名を馳せた優品も生まれた。

最たるものがかつお節である。1822（文政5）年に刷られた『諸国鯉節番付表』には、東の大関土州清水節に対して、西の大関には、薩摩役島（屋久島）節とある。その他、前頭二枚目の永良（口永良部）節に続き、東西の上位陣に、鹿児島（鹿籠）節・越木（甑）節・黒島節・小港（小湊）節等が列記されている。かつお漁場は、屋久島・七島を始め各所にあり、特に坊泊・鹿籠・枕崎・内之浦から出漁した。かつお漁船も20人乗り以上の大船に、餌取船が附属したもので、かつお釣り漁業は各種漁業中最も活発に行われた。カツオの加工品のかつお節・煎汁（せんじ）・塩辛等は『図会』によれば、串木野・鹿籠・坊泊・久志・秋目・硫黄島・黒島・竹島・甑島・屋久島等を産地とし、特に七島・屋久島産のうち臥蛇島・悪石島の産が最上とされ、七島節・七島煎汁の称があった。七島産のかつお節は、将軍への献上品であり、また同島では、貢租にかつお節をもってすることもあった。

江戸時代には、社会経済の向上にともない、イワシの製造品のほしか（干鰯）・いわし粕が肥料として盛んに利用されはじめ、イワシ漁業の発達を促進させた。『図会』によるイワシの産地は長島・阿久根・串木野・桜島・大根占・大崎等で、とりわけ、長島産が天草イワシとして有名であった。甑島もイワシ漁場で、1682（天和2）年ごろ冬春の間4・5月間、領内外より八駄網でイワシ漁に赴くもの多く、藩の調査の結果、当時の網数は22・3帖。その後も増加して網数140帖、旅人（『県史』原註では他領よりの出漁者が7,590人、漁獲いわし70万俵に上った。薩摩ほしかは大阪市場に出ており、1744（寛保3）年当時、同地の問屋・仲買の書上によれば、「30年前までは産額最も多く、他国の不漁時にも、薩摩一国をもって近隣数国の肥料を弁ずといはれたが、20年来一切漁事なし」と書かれている。少なくとも、元禄・宝永ごろ（自1688～至1711）、薩摩藩は主要なほしか産地であったと考えられる。そして、1680年代から1700年代にかけて、豊漁に沸いたいわし漁も急減した。1716（享保元）年は、領内外諸浦および甑島の網数合せて498帖、漁獲高6,991俵であった。ちなみに大阪ほしか（干鰯）問屋の1724（享保9）年ごろのほしか取扱高は約130万俵に達したという。この時代のイワシ漁網では、地引網と八駄網が最も重要であった。

ナマコは『図会』によれば、長島・甑島・出水・串木野・鹿児島・重富・大始良の諸所に産し、ことに長島産は多量、上品であった。甑島産の煎海鼠（いりこ）は年々の恒例として将軍へ進上され、長島産煎海鼠は、幕府が金銀輸入のため企てた清国向け輸出品として長崎へ送られた。

アワビは、『図会』によれば、阿久根・出水・長島・串木野・頼姓・小根占・佐多・志布志に、トコブシは阿久根・屋久島・種子島から産出した。いずれも塩辛や乾製にした。これら製品も、本来は

幕府の勸奨した輸出品目に該当したが、藩は琉球向けあるいは藩主台所用などを口実にして、長崎会所に売り渡すことなく、統制を免れた。

その他クルマエビは出水名護浦の特産で、乾焙して名声があった。アカガイは指宿の十九町村・東方村・田良村・十二町村・湊村・摺之浜に多く産し、毎年一石を幕府に進上した。山川でもこれを塩蔵にして、鹿児島へ出荷した。同じ山川でモガニの塩辛も名産といわれた。また、加世田郷片浦や南方郷の秋目浦のからすみも、珍味として大阪で高値を得た。加治木黒川崎海上で獲れるシビは佳品とされ、塩辛として生臭みなく名品とされ、甑島の雑魚・屋久島のトビウオは蒲鉾に、垂水ではタイマイからべっこう細工が作られ、大根占のすめ、新城のエソは乾魚に加工された。

海藻類も本土・離島共に恵まれ、多くは乾燥製品とされた。ミル・フノリ・ワカメ・ヒジキ・トコロテン・トサカノリ・モズク・マクリ・アマノリ等である。

1850年代（嘉永～安政）に斉彬の治世に入ってから、いわし漁が注目され、魚油・干鯉の製造に改良を加えようとした。イワシ網等は房総の製網に倣い、鹿児島荒田・谷山脇田等の海辺で試み、好成績を得たので、規模を拡大し、搾糟も近在を始めとして使用を勧め、大阪出荷も年を追って純益を挙げたようである。また、加世田郷等で捕鯨奨励のため、運上を免除した。

さらに大島でも、捕鯨・かつお漁の奨励を命じたが、斉彬の急逝のためか、他に原因があったのか、実現せずに終わった。

斉彬は諸種の養殖事業を行い、シラウオの卵を甲突川に放流し、真珠貝の貝種を肥前大村から取り寄せ、磯邸下から田の浦間に放流したのをはじめ、山川港内・阿久根大島・出水脇本浦等数カ所に放流、コンブは速く函館から種石を取り寄せて諸所に投下した。残念ながらいずれも成功しなかったが、今日行われている栽培漁業の先駆といえる。

奄美大島について略述する。

奄美は今日、カツオその他豊富な水産資源を有し、水産業も活発に行われている。資源の種・量の多さは、昔も今も変わりはないと思われるが、藩制時代はもとより、明治に入っても、産業としては成り立ちえなかった。藩当局にとっては、藩の収入源である砂糖作りのため、全島をサトウキビ作へ向かわせるのが島政の基本であり、そのためには、稲作をもサトウキビ作に強圧的に転換させて、水産業などに手をのばす状態にはなかった。当時、屋久島・七島方面の離島では、盛んにかつお節の製造が行われていたというのに、である。

ちなみに「明治二年巳夏直調」と注記のある旧鹿児島藩産物出入比較表によれば、砂糖の総産額22,923,000斤（13,754ト）、他国移出量20,520,000斤（12,312ト）、代価855,000両であり、藩の総入金額1,719,750両のほぼ半分にも達していた。

1849（嘉永2）年に起きた嘉永朋党事件、いわゆる高崎崩れ・お由羅騒動に連座して、1850（嘉永3）年3月から1855（安政2）年4月まで、奄美大島の名瀬間切の小宿村に流された名越左源太の著わした『南島雑話』から、水産物、漁業に関連のある事項について、抽出した。

「鉛垂魚（カツオ。多しと云。島人取る事を不知） 漁（鈎索は木綿素にて豚血にて染る。投網を染る。芭蕉渋也。漁を以て渡世とするもの多し。魚はチキリ掛にて米と替ゆる。） 魚戈（繰り舟より魚を突く事妙なり） 投網（海魚・川魚ともに取る） 船舟 擦船（イタツケフネ）280艘（文政丑の年改） 文政丑の年：1829年 三枚帆8艘（同改） 独木船（スブネ）205艘（同改） 船大工（名瀬・吉里・其外多し） 漁師（知名瀬 和喜） 魚売（千木を以て掛け、魚肉商ふ） 本書に掲載されている水産動植物名を、順不同ながら列記する。

タイ・チヌ・アジ（ガツン）・サバ・カツオ・カレイ・ヒラメ・スズキ・メバル（ネハリ・メハ

リ)・トビウオ・カマス・キス・ボラ(サクチ・ツクラ)・コチ・ウナギ・アユ・フナ・ドジョウ・イセエビ(精進物に豆腐・大根・人参等と煮染めに用ゆ)・クルマエビ(住用内海多し)・カワエビ・カキ・サバ工・アカバイ(味劣る)・タイラギ(殻大にして厚し、玉あり、至で上品化)・アワビ・スノリ(モズクより筋太く、味も亦よし)・白海苔(笠利間切の海産。味至て宣し)・海人草(マクリ。島第一の名産にして、献上にも年々御買入に相成り、余分島の女共の米壺升に干し海人草一斤余に替。島中過分の戸数に及ぶ)・住用河苔(コオサ紫ノリ。長さ五寸計り、糸の如)・真珠(諸所より出。なかんずく笠利間切の海中より出る貝玉を上品とす)・珊瑚(大島さんごとて大なる海松の類にて、下品。大さ大豆程なるものあり。上品は真の珊瑚とも云ふべし。)・貝錦(ホ、カヒ。手挽網のいわに用ゆ)

奄美大島を論じ始めた最初の部分に、「水産業など手を出せなかった」と書き、『南島雑話』からの引用文では、「漁を以て渡世とするもの多し」と矛盾した記述になった。しかし後者の漁は同書の挿絵から推測するに、せいぜい2~3間以下の板付船、丸木船に、1・2名が乗り組む程度の、極小規模の沿岸操業の漁業であり、流通も自家用か、周辺の狭い範囲に限られていたものと推測さる。必ずしも矛盾したものとは思わない。

加工品については、酒肴の項に、干魚・干たこ・カニの蒲鉾ぐらいしか出てこない。これらも自家用程度と思われる。

最後に、江戸時代の経済家・佐藤信淵が1830(文政13)年、薩摩藩の産業振興策について書いた『薩藩経緯記』から水産業についての個所を意識抜粋したい。

「貴薩摩藩は東・南・西の三方が外海に面し、属島も多く存在しております。特に温暖な気候を有し、海産品の多種多様なことは、改めて述べるまでもありません。しかし、他藩に輸出して藩の利益になる名産品は、ただ、かつお節だけです。それも、製品が粗雑なため、価格は安く、漁村を潤すほどではありません。これは離島などでのかつお節の製法の精巧にするべきところを教えないせいです。およそ藩の製品を上品にするには、必ずその産業に通じ、巧みな者を先生として学ぶべきです。近年、伊豆・相模・安房・上総・下総・常陸・奥州等までカツオを捕る漁村では、土佐・海部(阿波の海部か? 文責者注)・紀州の熊野等からかつお節を精巧に製造する者を雇って、現場で捌き製造させ、これを見習って製造するので、東国のかつお節は上品で、土佐のかつお節に似ているので、大いに漁村を潤しております。ましてや、カツオは気候温暖を好み、暖地の産は最も美味です。それゆえ、貴藩の製品を精巧に製造すれば、真に日本一の上品になりましょう。」

「その他、イルカ・シビ・マグロ等の魚類はきわめて多く、また、いりこ・刺さば・干鱈(注・干鰯(ほしか)の誤りか)・赤貝・塩辛・竜涎香(注・マッコウクジラを原料とする香料)等は献上品として、世評も高いが、産出量はごく少量で、国益を興すには足りません。多量に産出してこそ一個の産物といえるのです。また、島々の海にはクジラはきわめて多いものの、これを獲る方法を知らぬため、くじらを獲ることは稀です。貴藩の南海は水深は非常に深く、肥前や土佐・長州等の沖とは趣の大いに違った海です。それゆえ松浦潟等のような遠浅の海の猟法を普及するべきではありません。」

「昔1764(明和元)年の夏、私の亡父が、南部(現・岩手県)の宮古から航海に出ましたが、暴風に遭遇、南海に6昼夜漂流しました。幸い、外国船に救助され、3昼夜北走の後、常陸国平潟港(現・茨城県北茨城市)へ到着できました。この外国船は捕鯨船でしたので、船に滞留中に、手伝いをしながら、水深の深い海中でのクジラ猟の方法と、漁猟具等を詳細に写し取りました。父は後に漁村の貧民を救うために、『漁村維持法』を表わし、その書中にはこのクジラの漁猟法を記載してあります。貴藩もこの方法でクジラを多く獲り、鯨油を搾り他国に出せば、これもまた、一つの産業として栄え

るでありましょう。そのうえクジラの骨は糞萱（？）に必要な優れ物です。全て海中から利益を産ませる方法は漁村維持法に詳しく述べてあります。」

「亡父は、漁民の貧困による胎児の墮胎を防ぎ、人口の減少を救うために、『漁村維持法』を書きました。此の法を施し用いて、島々の民を教化すれば、人口は増加し、産物も増し、砂糖はもちろん、魚介類・干魚・塩漬魚や、そのほかのり・わかめ・ひじき・つのもた・ところてん等おびただしく産出されて、かならずや従来の生産額の三倍も五倍も増加することでしょう。」(なお、この『薩藩経緯記』は、西田哲雄編『鹿児島県の農林畜蚕水産業』所載の巻末付録による。)

参考文献

- 1) 司馬遼太郎(1977): 街道を行く第8巻 (朝日新聞社 昭和52年3月) .
- 2) 鹿児島県(1940): 鹿児島県史第2巻 (鹿児島県 昭和15年7月 昭和42年3月近藤書店復刊) .
- 3) " (1941): " 第3巻 (" 昭和16年9月 " ") .
- 4) 坊津町郷土誌編纂委員会(1967): 坊津町郷土誌上巻 (坊津町 昭和42年12月) .
- 5) 笠沙町郷土誌編さん委員会(1991): 笠沙町郷土誌<上巻> (笠沙町 平成3年3月) .
- 6) 山本高一(1987): 鯉節考 (築摩書房 1987年2月) .
- 7) 山口和雄(1964): 日本漁業史 (東京大学出版会 1964年3月) .
- 8) 名越左源太(1984): 南島雑話1・2 (平凡社東洋文庫版 1984年3・4月) .
- 9) 藩法研究会編(1969): 藩法集8上・下 (倉文社 昭和44年3月) .
- 10) 西田哲雄編(1938): 鹿児島県の農林畜蚕水産業 (鹿児島県教育会 昭和13年6月) .

(内藤 康文)